Bank Pay オンライン決済サービス利用規約

この「Bank Pay オンライン決済サービス利用規約」（以下、「Bank Pay オンライン決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、Bank Pay オンライン決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供する Bank Pay オンライン決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、Bank Pay オンライン決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義および後記の Bank Pay 加盟店規約その他日本電子決済推進機構（以下、「機構」といいます。）が策定する各規約、ガイドライン等における定義に従うものとします。

第 1 条（用語の定義）

1. Bank Pay オンライン決済規約において用いる用語は、以下の意味を有するものとします。
   (1) 「Bank Pay サービス」とは、機構が提供するスマートフォン決済サービスをいいます。
   (2) 「Bank Pay オンライン決済サービス」とは、乙と BP 加盟店銀行との間の契約（以下「Bank Pay 決済サービス契約」といいます。）に基づき、乙が加盟店に提供する Bank Pay サービスを利用した代金決済、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスをいいます。
   (3) 「本利用契約」とは、Bank Pay オンライン決済規約の規定に従って、甲と乙との間に成立する Bank Pay オンライン決済サービスの利用に係る契約をいいます。
   (4) 「Bank Pay 加盟店規約」とは、乙が別途提示する、機構が設ける「Bank Pay 加盟店規約」をいいます。
   (5) 「Bank Pay 参加規約」とは、乙が別途提示する、機構が設ける「Bank Pay 参加規約」をいいます。
   (6) 「Bank Pay ガイドライン」とは、乙が別途提示する、機構が設ける「Bank Pay ガイドライン」をいいます。
   (7) 「Bank Pay 提携ガイドライン」とは、乙が別途提示する、機構が設ける「Bank Pay 提携ガイドライン」をいいます。
   (8) 「加盟店」とは、甲のうち、Bank Pay オンライン決済規約の規定を承認のうえ Bank Pay オンライン決済サービスの利用を申し込み、BP 加盟店銀行がこれを承諾した者をいいます。
   (9) 「加盟店サイト」とは、加盟店が乙を通じて BP 加盟店銀行に届け出て、BP 加盟店銀行の承認を得たショップをいいます。
   (10) 「対象商品」とは、加盟店が乙を通じて BP 加盟店銀行に届け出て、BP 加盟店銀行が承認した取扱商品をいいます。
2. Bank Pay オンライン決済規約における「BP 加盟店銀行」は、基本規約第 1 条（用語の定義）第 9 号に定義される決済事業者として位置付けるものとします。

第 2 条（加盟店審査）

1. 甲は、加盟店となることを希望する場合、Bank Pay オンライン決済規約に同意のうえ、乙および BP 加盟店銀行所定の方法に従い、乙および乙を通じて BP 加盟店銀行に対し Bank Pay オンライン決済サービスの利用申込み、および乙および BP 加盟店銀行が指定する書類の提出ならびに加盟店サイト（必要に応じ Bank Pay 取引サイトを含みます。以下、本条において同じ。）、対象商品等、その他乙および BP 加盟店銀行が指定する情報の提供を行わなければならないものとします。
2. BP 加盟店銀行は、前項の手続によって提出された申込みの内容につき、BP 加盟店銀行所定の方法・基準等に従い必要な審査を行い、甲を加盟店として承認する場合、その旨を乙より加盟店に対し通知するものとします。
3. BP 加盟店銀行は、甲を加盟店として承認しなかった場合でも、甲に対して当該承認拒絶の理由を開示する義務を負わず、当該承認拒絶に起因して甲に生じた一切の損害について、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務または責任を負わないものとします。
4. 甲は、加盟店サイトおよび対象商品について、本条第 1 項の申込みの際に、乙および BP 加盟店銀行所定の方法に従い届出を行い、BP 加盟店銀行から承認を得なければならないものとします。もし、申込手続中または加盟店となった後に加盟店サイトおよび／または対象商品に変更が生じた場合には、乙および BP 加盟店銀行所定の方

法に従い遅滞なくその旨を報告するとともに、指定された方法に従い遅滞なく変更手続きを履行し、変更後の加盟店サイトおよび対象商品について、BP 加盟店銀行から承認を得なければならないものとします。

5. 加盟店は、前項の承認を得ていない加盟店サイトにおいて、Bank Pay オンライン決済サービスを利用してはならないものとします。また同様に、前項の承認を得ていない対象商品に係る取引において Bank Pay オンライン決済サービスを利用してはならないものとします。
6. 甲は、前各項に規定する審査等のほか、乙を経由して機構による加盟店審査を受ける必要がある場合があることを了承するものとし、かかる機構による加盟店審査につき、前各項の規定を準用するものとします。

第 3 条（契約の成立等）

前条第 2 項および第 6 項に基づき、甲を加盟店として承認する通知を乙が行った場合、基本規約第 5 条（各決済サービス等のサービス開始日等）に定めるサービス開始日をもって、本利用契約が成立するものとします。

第 4 条（本利用契約等の遵守等）

1. 甲は、本利用契約、機構が定める Bank Pay 加盟店規約、Bank Pay 参加規約、Bank Pay ガイドライン、Bank Pay 提携ガイドラインその他機構が定める各規約、ガイドライン等（以下「本利用契約等」といいます。）を誠実に遵守しなければならないものとします。
2. 甲は、Bank Pay オンライン決済サービスを利用した顧客との取引は国内取引に限られることに同意します。国外での利用を甲が希望する場合には、別途乙の承認を得る必要があるものとします。
3. 乙は、必要に応じて、甲による本条第 1 項の規定の遵守状況、運営状況、実態等について調査を行うことができるものとし、また当該調査の結果、乙は甲に対して必要となる指導等を行うことができるものとします。この場合、甲は、当該指導等に従うものとし、当該指導等を受けて、甲が改善措置を実施した場合には当該改善措置に関する報告を乙に対して行うものとします。
4. 甲は、Bank Pay 加盟店規約の規定について、次項以下各項の通り解釈し、あるいはその一部を次項以下各項の通り修正するものとします。
5. 甲は、乙が Bank Pay 加盟店規約その他機構が定める各規約、ガイドライン等における BP 直接加盟店および接続事業者であること、ならびに自己が Bank Pay 加盟店規約その他機構が定める各規約、ガイドライン等における BP 加盟店、BP 間接加盟店および再接続事業者であることを確認するものとします。
6. Bank Pay 加盟店規約第 7 条（Bank Pay 加盟店口座の開設または指定）および第 15 条（加盟店管理システム）の規定は、甲に対し適用されないものとします。

第 5 条（機構等に対する甲の情報の提供）

甲は、甲による本利用契約等の遵守状況等について乙が機構、BP 発行銀行および BP 加盟店銀行（以下、本条において「機構等」といいます。）に対する報告を実施するため、その他 Bank Pay オンライン決済サービスを乙が甲に対し提供するにあたり必要となる報告等を機構等に対して実施するため、以下に掲げる区分に応じた情報、その他の Bank Pay オンライン決済サービスを提供するにあたり乙が甲から収集する情報を、乙が機構等に提供することに同意するものとします。

（1）甲が法人である場合

甲の法人代表者の氏名、生年月日および住所ならびに担当者の氏名および連絡先等

（2）甲が個人である場合

甲の氏名、生年月日および住所ならびに担当者の氏名および連絡先等

第 6 条（第三者に対する委託）

1. 甲は、乙の事前の書面による承諾がない限り、BP 取引に関する業務の全部または一部を第三者に委託することはできないものとします。
2. 甲は、BP 取引に関する業務を第三者に委託する場合、当該委託先に対して本利用契約等を遵守するよう、必要な指導を当該委託先に対して実施するものとします。
3. 甲は、前項に規定する委託に起因して生じた損害等について、一切の責任を有するものとします。

第 7 条（報告）

1. 甲は、次に掲げる事由のいずれかに該当する事由が生じた場合には、直ちに乙にその旨を報告するものとします。

(1) 支払の停止または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他のこれらと同等または類似の現在および将来における適用ある法令に基づく倒産手続（外国における同等または類似の倒産手続を含みます。）の開始の申立てがあったとき

(3) 甲の財産に対して仮差押え、差押えまたは競売手続開始の申立てがあったとき

(4) 甲に対して租税公課の滞納による督促、保全差押えまたは滞納処分による差押えの通知が発送されたとき

(5) 本利用契約等に基づき負担する債務の一部でも履行を遅延したとき

(6) 本利用契約等に違反したとき

(7) BP 加盟店銀行に対して虚偽の資料提供または報告をしたとき

(8) 届出印鑑に係る印章を喪失または毀損した場合、届出印鑑に係る印章を変更した場合または商号、住所その他の届出事項の変更があった場合

(9) 前各号に掲げる事由のほか、乙による通常の事業の遂行が不可能または困難となると認められる事由その他の乙または BP 加盟店銀行に報告すべき重大な事由が生じたとき

2. 前項に規定する場合のほか、乙は、甲に対して、必要に応じて、Bank Pay オンライン決済サービスの利用状況等について報告を求めることができ、甲は当該求めに応じて乙に対し報告を行うものとします。

第 8 条（不正利用等発生時の対応）

1. 甲は、Bank Pay オンライン決済サービスを利用した取引につき、不正利用等があった場合、その具体的な可能性があることを認知したときまたは不正が疑われる取引を甲が確認した場合には、速やかに乙に報告を行うものとし、その場合、乙は、必要に応じて、甲による Bank Pay オンライン決済サービスの利用を停止することができるものとします。

2. 甲は、不正利用等があったとき、その具体的な可能性があることを認知したときまたは不正が疑われる取引を甲が確認した場合において、顧客（BP 発行銀行の預貯金者を含みます。以下、本条において同じ。）対応を自ら行うときは、以下の事項を遵守するものとします。

   (1) 顧客からの問い合わせがあった場合には、これに誠実に対応すること

   (2) 不正利用等に関して機構、BP 発行銀行、BP 加盟店銀行から調査を求められた場合には、これに応じること

   (3) 不正利用等が、機構所定の仕様による QR コード等を利用した Bank Pay 取引以外のものにより生じた場合は、当該不正利用の発生により顧客に生じた損害の補償については、甲所定の BP 取引サイトの利用に係る規約に基づいて補償に応じること

   (4) 甲が、その提供する BP 取引サイトに関して生じた顧客の損害の補償に応じる場合には、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に準じて、これを実施すること

   (5) 甲が第 3 号に定める補償に応じず、やむなく乙または BP 発行銀行が顧客に対する補償に応じた場合は、当該乙または BP 発行銀行は、甲に対して補償に要した費用を求償することができ、甲は、これに応じること

第 9 条（BP 取引解消時の取扱い）

1. 甲は、乙および機構所定の方法による BP 取引の解消申出を行うことができるのは、当該 BP 取引の取引当日までであることを承諾するものとします。

2. 甲は、BP 取引の取引日の翌日以降に BP 取引の解消を行う場合、顧客に対して売買取引債務相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金等にてこれを支払うものとします。この場合、甲は、Bank Pay オンライン決済サービスに関する取引手数料の乙に対する支払義務を免れないものとします。

第 10 条（違反）

1. 甲が本利用契約等に違反した場合、乙は以下各号のいずれか、または複数の措置を採ることができるものとします。なお、乙が当該措置を行ったことにより、甲にいかなる損害が生じたとしても、乙および BP 加盟店銀行は何らの責任を負担しないものとします。
   (1) 甲に対する Bank Pay オンライン決済サービスの提供停止
   (2) 本利用契約の解除
   (3) 商品代金の支払留保
2. 甲は、基本規約第 38 条（反社会的勢力の排除）第 1 項または第 2 項の確約に反したことにより、BP 加盟店銀行または機構に損害が生じたときは、当該損害を賠償するものとします。

第 11 条（Bank Pay オンライン決済サービスの停止）

1. 乙は、次に掲げる事由のいずれかに該当する事由が発生した場合には、甲に対する Bank Pay オンライン決済サービスの提供を停止することができるものとします。
   (1) Bank Pay オンライン決済サービスにかかるシステムへの甲による接続に関し、本利用契約等の定めを遵守していないと合理的に認められる場合
   (2) Bank Pay オンライン決済サービスにかかるシステムへの甲による接続に関し、セキュリティに脆弱性があり、停止の必要性が高いと合理的に認められる場合
   (3) Bank Pay オンライン決済サービスにかかるシステムへの甲による接続に関し、不正利用が疑われる事象が多数発生しまたはそのおそれがある場合
   (4) その他 Bank Pay オンライン決済サービスにかかるシステムへの甲による接続を停止させるべき合理的な理由がある場合
2. 本条に基づく甲に対する Bank Pay オンライン決済サービスの提供の停止により甲に損害が生じた場合であっても、乙は、乙の故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第 12 条（本利用契約の解除）

乙は、次に掲げる事由のいずれかに該当する事由が発生した場合には、甲に対して何ら通知、催告を要することなく、直ちに甲との間の本利用契約を解除することができます。

(1) 甲において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合
(2) 本利用契約等に違反した場合
(3) BP 加盟店銀行より乙に対して、甲が加盟店として不適切であると指摘された場合

第 13 条（損害賠償）

1. 甲は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、これにより乙、顧客、BP 発行銀行または BP 加盟店銀行等に生じた損害を賠償するものとします。
   (1) Bank Pay オンライン決済サービスにかかるシステムを悪用していることまたは悪用するおそれがあることが判明した場合
   (2) 事業内容が法令または公序良俗に反すると認められる場合
   (3) 一般人に著しい嫌悪感を与える程度にわいせつ性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合
   (4) 法令違反または犯罪行為を惹起させる可能性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合
   (5) 顧客からの苦情等により加盟店として不適当と判断された場合
   (6) 顧客情報の漏えい、顧客情報の不適切な取扱い、顧客の預貯金口座からの二重引落または超過引落、不正な売買取引等の事故があった場合
   (7) 本利用契約等に違反した場合
   (8) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があり、または信用状態が著しく悪化していると認められる場合
   (9) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
   (10) その他前各号に準ずる事実が発生した場合

2. 甲のシステムの欠陥により決済電文を処理できずまたは誤ってスマホ決済サーバ提供事業者に対して伝達したことにより生じたものである場合、それらの管理の不備により情報漏えいが生じたことによるものである場合、BP取引サイトの提供に関して本利用契約等の定めを遵守せずまたは機構所定のガイドラインにおいて推奨されている事項を充足していないことにより生じたものである場合、ならびにその他の甲の責めに帰すべき事由によりBP取引に関して顧客に損害が生じた場合は、当該顧客に対する損害賠償責任は、甲の負担とします。なお、当該損害が、顧客が提携アプリ等に預貯金口座を登録した後に生じた不正アクセス等に起因して不正利用等が行われたことにより生じたものである場合（専らBP発行銀行の責めに帰すべき事由により生じたものであることが疎明された場合を除きます。）は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものとみなします。

3. 前各項に規定する場合のほか、甲は、甲の責めに帰すべき事由に起因して、乙、顧客、BP発行金融機関またはBP加盟店銀行に損害が生じた場合には、これらの損害を賠償するものとします。

第14条（契約終了時等における取扱い）

1. 本利用契約は、乙がBP加盟店登録を受けていること、乙とBP加盟店銀行との間のBank Pay決済サービス契約が存在することを条件として成立するものであり、乙がBP加盟店登録の抹消を受けた場合、または乙とBP加盟店銀行との間のBank Pay決済サービス契約が理由の如何を問わず解約、解除または終了した場合には、本利用契約は当然に終了するものとします。なお、BP加盟店登録の抹消を乙が申請した場合には、甲に対して事前に通知するものとします。
2. 甲は、基本規約またはBank Payオンライン決済規約の規定に基づき本利用契約が解約、解除または終了した場合、BP加盟店標識の取外しその他必要となる措置を講じるものとし、解約等以降は、Bank Payオンライン決済サービスを一切利用できないものとします。
3. 本条に基づく本利用契約の解約、解除または終了により甲に損害が生じた場合であっても、乙は、乙の故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第15条（Bank Payオンライン決済規約の変更）

甲は、乙が基本規約の規定に基づいて基本規約を変更した場合、当該変更内容に対応するBank Payオンライン決済規約中の条項も同様に変更されたとみなされることに同意するものとします。

（以下余白）

【規約制定】2026年4月16日